

1 教育等の振興に関する施策の大綱について

(1) 教育等の振興に関する施策の大綱(以下、「教育大綱という」)

国の教育振興基本計画を参酌し、総合教育会議において知事と教育委員会が協議・調整のうえ、知事が策定するものであり、本県の教育、学術及び文化の振興について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。

教育大綱を踏まえ、知事及び教育委員会はそれぞれの所管する事務を管理・執行する。

(2) 本県における教育大綱の策定状況

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 平成27年7月 | 総合教育会議における協議を踏まえ教育大綱を策定 |
| 平成29年3月 | 第2期宮城県教育振興基本計画(以下、「第2期計画」という)の策定 |
| 平成29年7月 | 総合教育会議における協議を踏まえ第2期計画を教育大綱に位置付け |

(3) 第2期計画の教育大綱としての位置付け

教育振興基本計画をもって教育大綱に代えると判断した場合、別途教育大綱を策定する必要はないこととされている。

本県では、第2期計画において、本県教育の目指す姿と、実現に向けた5つの目標、施策の方向性を示す10の基本方向を掲げており、これらが教育大綱に位置付けられるため、第6回総合教育会議での協議を踏まえ、第2期計画をもって教育大綱に代えたものである。

(4) 第2期計画(=教育大綱)の中間見直し

第2期計画は、本県教育の目指すべき姿を明確にし、それに向けて講ずべき施策の方向性等を示すため、平成29年3月に、令和8年度を目標年度として策定した。

本計画の策定後、新学習指導要領の実施や教育機会確保法に基づく児童生徒への支援、教育DXの推進など状況変化が生じており、対応が求められていることや、本県の課題である学力、体力・運動能力の向上、不登校児童生徒への支援の取組の充実・強化を図るため、第11回総合教育会議において協議の上、本県の教育大綱でもある第2期計画の中間見直しを進め、令和6年3月の第2期計画(改訂版)の策定をもって、本県の教育大綱を変更した。

※第2期計画(改訂版)の概要は本資料2枚目以降に記載

2 第2期計画(改訂版)[=教育大綱]の概要

第1章 計画の中間見直しに当たって P.1

1 中間見直しの趣旨

本資料「2 教育大綱の見直しについて」の「(1)第2期計画の中間見直し」のとおり

2 計画の位置付け

教育基本法第17条第2項の規定により地方公共団体が策定する計画

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定により地方公共団体の長が策定する教育大綱

3 計画の期間

国の教育振興基本計画との連動性を確保していくため、計画期間を2年間延長し、令和10年度までの12年間とした。

第2章 本県教育の現状 P.2~P.6

1 本県教育を取り巻く社会の状況

人口減少社会の到来やグローバル化の進展などに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大とデジタル化の進展などについて記載。

2 本県教育の課題 P.7~P.17

いじめ問題への対応、体力・運動能力の低下、基礎的・基本的な学習内容の定着などについて記載。

第3章 第2期計画期間中の動向

1 計画期間中の本県教育を巡る主な状況 P.18~P.20

教育機会確保法、新学習指導要領、GIGAスクール構想などの状況変化について記載。

2 計画の進捗状況 P.21~P.33

第2期計画の点検・評価を踏まえた進捗状況を記載。

3 見直しの概要 P.34

本県教育を巡る主な状況

- 教育機会確保法に基づく個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援
- 新学習指導要領の実施
- G I G Aスクール構想等に基づく I C T活用の加速化
- 国の新たな教育振興基本計画の策定
- 新たな学校防災体制の構築
- 新・宮城の将来ビジョンの策定

計画の進捗状況

- 《遅れが見られる主な基本方向》
- 1 豊かな人間性と社会性の育成
 - 2 健やかな体の育成
 - 3 確かな学力の育成

・基本方向や取組の再構成
・理念(目指す姿や計画の目標)の継承

第2期宮城県教育振興基本計画(改訂版)

第4章 本県教育の目指す姿 / 第5章 施策の展開

計画期間を経過した段階で実現していることを目指す姿 P.35

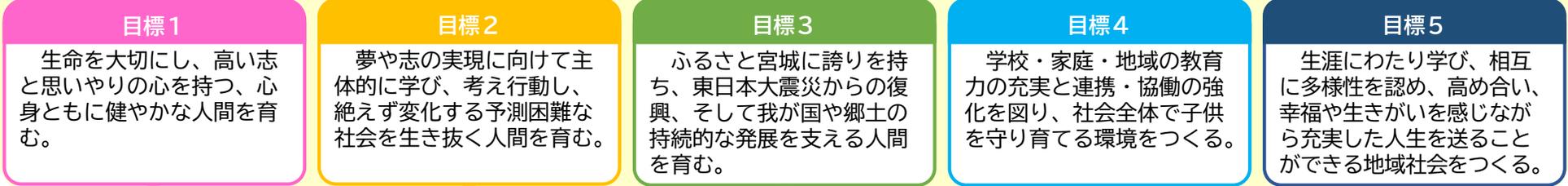
《目指す姿》

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、一人一人の多様な個性が輝き、我が国やふるさと宮城の復興とその先にある持続的な発展を支え、よりよい未来を主体的に創造する高い志と思いやりを持った、心身ともに健やかな子供が育っています。
そして、一人一人が幸福や生きがいを感じながら、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

志教育

- 子供たちの勤労観や職業観を育てるキャリア教育を前提に、社会の中でどのように生きていくべきかを深く考えさせることを重視した本県独自の取組
- 学校で学ぶ知識・技能と実社会や職業との関連を意識させ、子供たちの主体的に学ぶ意欲や将来の生き方を考える態度を育むことを目指す

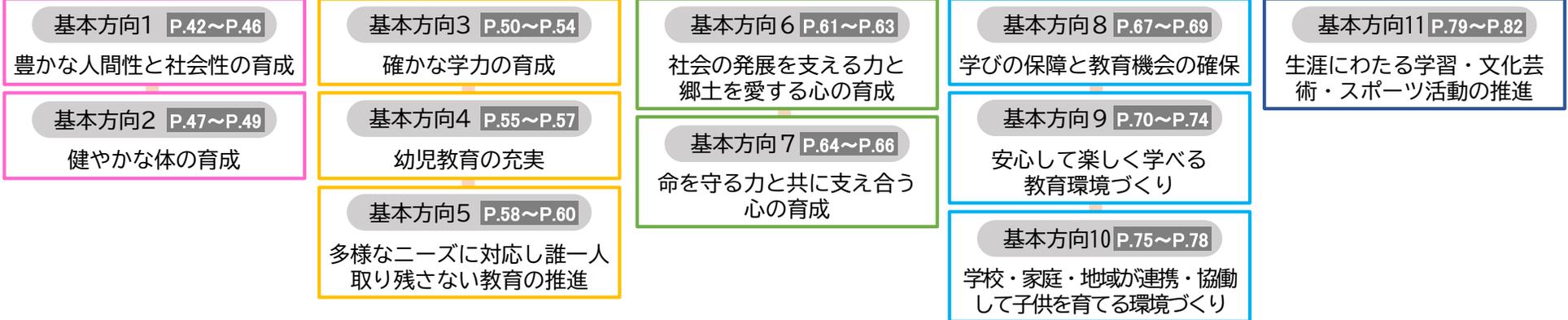
目指す姿の実現に向けて取り組む5つの目標 P.35~P.36



本県教育の発展につなげる横断的な視点 P.37

- 《横断的な視点1》 誰もが自分らしく学び、一人一人の可能性を広げる「教育DXの推進」
- 《横断的な視点2》 社会の変化に対応し、子供たちの豊かな学びを支える「持続可能な学校教育の推進」

5つの目標を達成するために具体的に講じていく11の基本方向



施策の全体イメージ

[子供に関わる取組]

<目標1> 心身ともに健やかな人づくり【心と体】

基本方向1 P.42～P.46 豊かな人間性と社会性の育成	基本方向2 P.47～P.49 健やかな体の育成
<<取組>> ①生きる力を育む「志教育」の推進[重点] ②思いやりがあり感性豊かな子供の育成[重点] ③いじめへの対応、人権教育の推進[重点]	<<取組>> ①健康な体づくりと体力・運動能力の向上[重点] ②食育の推進 ③心身の健康を保つ学校保健の充実

<目標2> 社会を生き抜く人づくり【学ぶ力】

基本方向3 P.50～P.54 確かな学力の育成	基本方向4 P.55～P.57 幼児教育の充実
<<取組>> ①基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用する力の伸長[重点] ②ICTによる学びの充実と情報活用能力の育成[重点] ③国際理解を育む教育の推進 ④社会形成・社会参加に関する教育(シチズンシップ教育)の推進 ⑤環境教育の推進	<<取組>> ①幼児期における「学ぶ土台づくり」の推進[重点] ②幼児教育の充実のための環境づくり
	基本方向5 P.58～P.60 多様なニーズに対応し誰一人取り残さない教育の推進
	<<取組>> ①一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進[重点] ②多様性を尊重し共に学び合う教育の推進

<目標3> 宮城の発展を支える人づくり【社会貢献・郷土愛】

基本方向6 P.61～P.63 社会の発展を支える力と郷土を愛する心の育成	基本方向7 P.64～P.66 命を守る力と共に支え合う心の育成
<<取組>> ①宮城の将来を担う人づくり[重点] ②伝統・文化の尊重と郷土を愛する心の育成 ③文化財の保護と活用	<<取組>> ①地域と連携した防災・安全体制の確立[重点] ②系統的な防災・安全教育の推進

[子供に関わる取組を支える基盤]

<目標4> 県民総ぐるみで支える宮城の教育【学校・家庭・地域の連携・協働】

基本方向8 P.67～P.69 学びの保障と教育機会の確保	基本方向9 P.70～P.74 安心して楽しく学べる教育環境づくり	基本方向10 P.75～P.78 学校・家庭・地域が連携・協働して子供を育てる環境づくり
<<取組>> ①社会全体で子供を支援する体制の充実[重点] ②学習環境の整備充実による学びのセーフティネットの構築	<<取組>> ①地域とともにある魅力ある学校づくりの推進[重点] ②教員の資質能力の総合的な向上と働き方改革の推進[重点] ③学校施設・設備の整備充実 ④私学教育の振興	<<取組>> ①家庭の教育力を支える環境づくり[重点] ②地域と学校の連携・協働体制の推進[重点] ③子供たちが安全で安心できる環境づくり

<目標5> 誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも【生涯学習・生涯スポーツ】

基本方向11 P.79～P.82 生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進
<<取組>> ①誰もがいつでも学ぶことができる環境の充実[重点] ②多様な学びによる地域づくり ③文化芸術活動の推進 ④スポーツの価値を活用した生涯スポーツ社会の構築 ⑤競技力向上に向けたスポーツ活動の推進

<施策の展開に当たっての横断的な視点>

- 1 誰もが自分らしく学び、一人一人の可能性を広げる「教育DXの推進」 / 2 社会の変化に対応し、子供たちの豊かな学びを支える「持続可能な学校教育の推進」

第6章 計画の推進 P.83~P.84

- 1 計画の推進に向けた施策の在り方
- 2 学校における教育施策の着実な推進
- 3 関係機関、関係団体等との連携
- 4 県民総がかりによる教育施策の展開
- 5 こども基本法を踏まえた対応
こどもの意見表明の機会の確保など、こども基本法を踏まえた対応を追加。

3 見直しの主な経過

令和4年12月	第11回宮城県総合教育会議
令和5年 1月	第1回教育振興基本計画推進本部会議
令和5年 2月	第1回宮城県教育振興審議会(諮問)
令和5年 6月	圏域別意見交換会(5圏域)
令和5年 7月 ~ 8月	県教委・市町村教委教育懇話会(圏域別)
令和5年 8月	第2回宮城県教育振興審議会(中間案)
令和5年 8月	文教警察委員会(中間案)
令和5年 9月 ~10月	パブリックコメント、こどもアンケート調査
令和5年10月	第3回宮城県教育振興審議会(答申案)
令和5年11月	県教委・市町村教委教育懇話会(全体会)
令和5年11月	宮城県教育振興審議会からの答申
令和5年11月	教育委員会定例会
令和5年12月	文教警察委員会(最終案)
令和6年 2月	第2回教育振興基本計画推進本部会議
令和6年 2月	県議会へ提案
令和6年 3月	県議会で可決(=教育大綱の変更)